

新潟市パートナーシップ宣誓制度及び新潟県パートナーシップ制度の利用者が利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和7年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
(詳細は関係課にご確認ください)
- ・市及び県の宣誓書受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。
- ・市及び県のどちらにも受領証等の掲示の必要に○がついているものは、どちらか一方の掲示のみで利用可能です。

No.	行政サービス等の内容	URL	市パートナーシップ宣誓制度 宣誓書受領証等の提示		県パートナーシップ制度 届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	必要	不要	担当課等	電話番号	
1	結婚応援 結パスポート	https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/deai-kekkon/kekkon/miraikek-konpasupo-to.html		○		○	こども未来部こども政策課	025-226-1193	パートナーシップ宣誓者がどちらも新潟市民であることが要件であるため、マイナンバーカードや免許証などにより新潟市内に住所を有することの証明が必要
2	市営住宅の入居	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/jukankyo/01sieijutaku/nyukyoannai.html	○		○		建築部住環境政策課	025-226-2817	
3	住民票の表記 (続柄を「縁故者」と表記可能)	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/todokede/4itiran.html	○		○		各区役所及び出張所		パートナーシップ宣誓者で新潟市に住民票を有しており、かつ同一世帯で生計同一の場合、申出により続柄を「縁故者」とすることができる。
4	犯罪被害者等見舞金	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/higaisya-shien/mimaikin.html	○		○		市民生活部市民生活課	025-226-1113	犯罪行為によりパートナーが亡くなった場合、被害の早期回復及び軽減を図るため見舞金を支給するもの。 ※申請者が新潟市民である必要があるため、住民票の提出などにより新潟市内に住所を有することの証明が必要
5	犯罪被害者等助成金(カウンセリング)	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/higaisya-shien/jyoseikin.html	○		○		市民生活部市民生活課	025-226-1113	犯罪行為によりパートナーが亡くなった場合や、重症病を負った場合に臨床心理士等によるカウンセリング費用を助成するもの。 ※申請者が新潟市民である必要があるため、住民票の提出などにより新潟市内に住所を有することの証明が必要
6	犯罪被害者等助成金(転居費用)	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/higaisya-shien/jyoseikin.html	○		○		市民生活部市民生活課	025-226-1113	犯罪行為によりパートナーが亡くなった際に、再被害の恐れがあるなどの理由から、従前の住居に居住することが困難となった場合、転居費用を助成するもの。 ※申請者が新潟市民である必要があるため、住民票の提出などにより新潟市内に住所を有することの証明が必要
7	犯罪被害者等貸付金	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/higaisya-shien/kashitsukeyin.html	○		○		市民生活部市民生活課	025-226-1113	犯罪行為によりパートナーが亡くなった際に、資金を必要とする場合に無利子で資金を貸し付けるもの。※申請者が新潟市民である必要があるため、住民票の提出などにより新潟市内に住所を有することの証明が必要

新潟市パートナーシップ宣誓制度及び新潟県パートナーシップ制度の利用者が利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和7年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
(詳細は関係課にご確認ください)
- ・市及び県の宣誓書受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。
- ・市及び県のどちらにも受領証等の掲示の必要に○がついているものは、どちらか一方の掲示のみで利用可能です。

No.	行政サービス等の内容	URL	市パートナーシップ宣誓制度 宣誓書受領証等の提示		県パートナーシップ制度 届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	必要	不要	担当課等	電話番号	
8	軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/siraberu/keijidosha/genmenshintai2024.html		○		○	財務部市民税課	025-226-2251	パートナーシップ制度の利用の有無に関わらず、「障がい者と生計を一にする」ことを確認するために、「同一生計証明書」の提出が必要
9	保育園等の送迎			○		○	こども未来部幼保支援課	025-226-1215	事前を送迎を行う者について届出（連絡）が必要
10	放課後児童クラブの利用申請	https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/life_stage/azuketai/33.html		○		○	こども未来部こども政策課	025-226-1197	児童の保護者（生計同一世帯）であれば、パートナーも申請可能。なお、受領証等の提示により、関係性の説明が容易になるので、手続きがスムーズにできる。
11	り災証明書（火災の場合）の申請	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/sinsei_todokede/20210718.html		○		○	消防局予防課	025-288-3230	
12	り災証明書（震災・風水害等）の代理申請	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/zeisei20220805risai.html		○		○	財務部税制課	025-226-1502	住民記録上で同一世帯の申請者は委任状は不要だが、別世帯の申請者は必要
13	救急搬送証明書の申請（家族として申請可能）	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danio/higai/sha/dv/danjo202003050.html		○		○	消防局救急課	025-288-3260	パートナーシップ制度の利用の有無に関わらず、代理人として申請可能だが、出動場所、搬送先等の確認を要する。
14	DV相談	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/higai/sha/dv/danjo202003050.html		○		○	市配偶者暴力相談支援センター	025-226-1065	パートナーシップ制度の利用の有無に関わらず、生活を共にするパートナーからの暴力について、相談を受けている。
15	市民病院の病状説明、面会及び手術の同意等			○		○	市民病院	025-281-5151	パートナーシップ制度の利用の有無に関わらず、従来から患者の状況に応じて個別に対応している。